

第4章 施策の展開

1. 基本施策

基本施策 1 地域における連携とネットワークの強化

自殺対策を市全体の課題と捉え、既存の精神保健福祉対策を踏まえつつ、保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの連携強化を図ります。

【具体的な実施事項と内容】

番号	実施内容	担当課等
基 1-1	自殺対策計画審議会、自殺対策庁内推進委員会、自殺対策庁内担当者会議を開催します。	市民健康センター
基 1-2	坂戸市要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の支援内容に関する協議などを行います。	こども支援課
基 1-3	民生委員・児童委員の定例会等を通じて地域における自殺の現状や取組について共有し、地域の見守り体制の充実に努めます。	福祉総務課
基 1-4	坂戸市見守りネットワークにおいて、本市の自殺対策の現状や取組を報告し、地域の見守り体制の充実に努めます。	高齢者福祉課
基 1-5	障害者地域総合支援協議会において、本市の自殺対策の現状や取組を説明し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	障害者福祉課
基 1-6	坂戸市いじめ問題対策連絡協議会において、いじめ防止等の対策の推進について必要な事項の協議を行います。	学校教育課

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

互いに見守り、支え合う地域づくりを推進するために、身近な人の自殺のサインに気づき、声を掛け相談先につなぐことができるゲートキーパーの役割を担う人材の育成に努めます。

☆評価指標

内容	現状	目標 R10（2028）年度
ゲートキーパー養成講座の実施	年間 101 人 (令和4年度)	年間 150 人以上が参加

【具体的な実施事項と内容】

①様々な職種を対象とする研修の実施

番号	実施内容	担当課等
基2-1	市職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	市民健康センター
基2-2	身体障害者相談員、知的障害者相談員等に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。	障害者福祉課
基2-3	社会福祉協議会の職員や協力者等に対するゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。	坂戸市社会福祉協議会

②一般市民を対象とする研修の実施

番号	実施内容	担当課等
基2-4	市民を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	市民健康センター
基2-5	社会福祉協議会が行う各種事業に際し、ゲートキーパー養成講座や自殺対策に関する情報提供を行います。	坂戸市社会福祉協議会

基本施策3 市民への啓発と周知

生きる支援に関連する相談窓口案内のリーフレット等を配布し、こころの健康や自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

☆評価指標

内容	現状 R4（2022）年度	目標 R10（2028）年度
「ゲートキーパー」という言葉を知っている市民の割合	26.6%	40%
うつ病のサインを知っている市民の割合	65.3%	70%
医療機関等へ相談を勧める市民の割合	61.7%	65%

【具体的な実施事項と内容】

①リーフレット・相談窓口案内の作成と周知

番号	実施内容	担当課等
基3-1	メンタルチェックシステム「こころの体温計 [*] 」を様々な機会に周知し、うつ病の早期発見を促すとともに相談窓口の啓発を行います。	市民健康センター
基3-2	ゲートキーパーに関するパンフレットを作成し、市民一人ひとりが、ゲートキーパーとしての役割を果たせるよう、普及啓発を行います。	市民健康センター
基3-3	市民便利帳を発行し、市での手続きや、暮らしに役立つ情報、各種相談窓口の周知を図ります。	広報広聴課
基3-4	人権・同和問題の解決に向けての人権意識を高めるため、啓発冊子を配布するとともに、人権についての相談窓口等の周知を図ります。	人権推進課
基3-5	男女共同参画講座において、こころの健康に関するリーフレットを配布します。	人権推進課
基3-6	くらし展（消費生活展）等のイベントに際し、こころの健康に関するリーフレット等を配布し、各種相談窓口の周知を図ります。	市民生活課

基3-7	市民相談の案内一覧を作成し、様々な悩み事に関する相談窓口の周知を図ります	市民生活課
基3-8	子育てに関する支援情報をまとめた子育てガイドブックを作成し、心配事等の相談窓口の情報を周知します。	こども支援課
基3-9	子育て講演会を実施し、こころの健康に関するリーフレットを配布し、各種相談窓口の周知を図ります。	保育課
基3-10	生活困窮に関する相談窓口(自立生活サポートセンター)について、リーフレット等により周知します。	福祉総務課
基3-11	福祉全般に関する相談を受ける総合相談窓口について、リーフレット等により周知します。	福祉総務課
基3-12	高齢者福祉ガイド、エンディングノート ^{※3} 、認知症ガイドブックを作成し、相談機関等の周知を図ります。	高齢者福祉課
基3-13	障害者等のてびきに、障害者やその家族に対して、各種支援に関する相談窓口の情報を掲載し、対象者に配布します。	障害者福祉課
基3-14	福祉であいの広場等のイベント開催に際し、こころの健康に関するリーフレット等を配布します。	障害者福祉課
基3-15	企業向けの人権研修会等において、こころの健康に関するリーフレット等を配布します。	商工労政課
基3-16	全児童・生徒にいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したリーフレット等を配布します。	学校教育課
基3-17	子どもに関するいろいろな悩みについての相談先を掲載したリーフレットを作成し、周知します。	教育センター
基3-18	坂戸市人権教育推進協議会、青少年育成坂戸市民会議において、相談先情報を掲載したこころの健康に関するリーフレット等を配布します。	社会教育課
基3-19	社会福祉協議会が作成する情報誌の紙面を活用し、生活の悩みの相談等の窓口情報を周知します。	坂戸市社会福祉協議会

※3 エンディングノート：高齢者が人生の終末期に迎える死に備えて自身の希望を書き留めておくノート。

基3-20	商工会の会合や会員向け広報誌において、自殺対策に関するリーフレット、勤務問題及びこころの健康に関する相談窓口についての情報提供を行います。	坂戸市商工会
基3-21	警察安全相談室等を通じて市民からの相談に応じた際に、必要時こころの健康に関する相談窓口等について情報提供をします。	埼玉県警察 西入間警察署

※こころの体温計

こころの体温計は、携帯電話やパソコンからインターネットにアクセスし、質問に答えることで、気軽にこころの状態がチェックできます。

本人のストレス度などをチェックする「本人モード」の他に、「家族モード」「赤ちゃんママモード」「アルコールチェックモード」「ストレス対処タイプテスト」「楽観主義モード」があります。

結果と併せて、相談先も表示されますので、不安や心配を1人で抱えず、是非ご利用ください。

本人モード ストレス度・落ち込み度のチェックができます

ご本人の健康状態や人間関係、住環境などの4択式の質問に回答していただくと、ストレス度や落ち込み度が、水槽の中で泳ぐ金魚、猫などの絵になって表示されます。

【赤金魚】自分の病気などのストレス
※レベルが上がる毎にケガをしていきます

【水の透明度】落ち込み度
※レベルが上がる毎に水が濁っていきます

結果画面 (例)

②市民向け講演会、イベント等の開催

番号	実施内容	担当課等
基3-22	坂戸保健所などと連携し、精神保健や自殺対策に関する講演会を実施し、こころの健康づくりについて普及啓発します。	市民健康センター
基3-23	鉄道事業者と協働して、市内各駅において、事故防止の啓発物品や「こころの体温計」のチラシを配布します。	市民健康センター
基3-24	図書館のテーマ展示の際に、こころの健康づくり(自殺予防)について取り上げます。	図書館

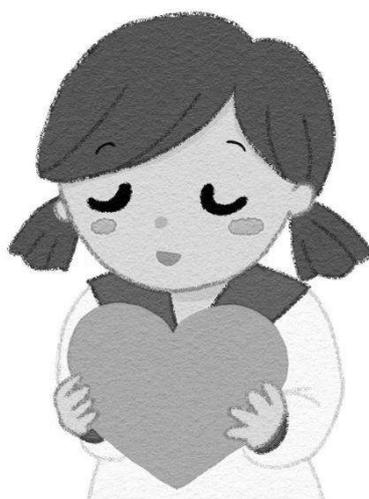
③メディアを活用した啓発活動

番号	実施内容	担当課等
基3-25	自殺予防週間（9月10～16日）、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14～20日）、アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）について、広報やホームページに掲載し、こころの健康づくりについて普及啓発します。	市民健康センター
基3-26	国や県で実施しているSNS ^{※4} を活用した相談窓口の周知を行います。	市民健康センター
基3-27	マスメディア等による自殺報道に対し、市ホームページ等を通じて、こころを落ち着かせるための対処方法や相談窓口など関連情報の周知を図ります。	市民健康センター
基3-28	広報さかど、市ホームページ、SNSを通じて、市での手続きや暮らしに役立つ情報、各種相談窓口の周知を図ります。	広報広聴課

※4 SNS：インターネットを介して、人と人とのコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの交流を支援するサービスの総称。Facebook、X（旧Twitter）、Instagram等があります。

④地域や学校と連携した情報の発信

番号	実施内容	担当課等
基3-29	区・自治会の役員に対する研修会等において、本市の自殺対策の現状や取組を説明する機会を設け、地域の見守りの体制の推進に努めます。	市民生活課
基3-30	児童の通学時の交通安全指導を行っている交通指導員の研修会等において、本市の自殺の現状や取組及び相談窓口等の情報提供を行います。	交通対策課
基3-31	要保護児童対策地域協議会において本市の自殺の現状や取組を説明し、相談窓口等の情報提供を行います。	こども支援課
基3-32	子ども支援コーディネーターを配置し、学齢期の子どもに関する情報の共有を図ります。	こども支援課
基3-33	坂戸市いじめ問題対策連絡協議会においていじめ対策の現状や取組を説明し、相談窓口等の情報提供を行います。	学校教育課



基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因（生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力等）」を増やすことを通じて社会全体の自殺リスクを低下させることが必要です。

また、「生きることの促進要因」の強化になりうる様々な取組を進めます。

①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援

【障害者に関すること】

番号	実施内容	担当課等
基4-1	精神科医師や保健師による相談を実施することにより、相談者の抱える不安や負担を軽減するとともに、うつ病等精神疾患の早期発見、早期治療に努めます。	市民健康センター
基4-2	精神障害者家族対象の学習会を実施し、家族への支援を行います。	市民健康センター
基4-3	障害者自立支援給付費等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	障害者福祉課
基4-4	療育を必要とする障害児の給付費等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	障害者福祉課
基4-5	障害者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、在宅生活や障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行います。	障害者福祉課
基4-6	重度心身障害者手当等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、重度心身障害者の経済的及び精神的負担の軽減を図ります。	障害者福祉課
基4-7	就労支援センターにおいて、対象者の状況把握に努め、仕事以外の問題に対し必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	障害者福祉課
基4-8	障害者等の虐待に関する通報や相談を受け、対象者の状況把握に努め、必要に応じて関係機関へつなぎます。	障害者福祉課 高齢者福祉課

【子育てに関すること】

番号	実施内容	担当課等
基 4-9	妊産婦等の状況を把握し、支援計画の作成等を行うとともに、産後ケア事業や産前産後サポート事業により、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を継続します。	市民健康センター
基 4-10	母子（親子）健康手帳の交付や発達相談の機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	市民健康センター
基 4-11	不妊治療の経済的負担を軽減するために、医療保険が適用されている特定不妊治療を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成します。 早期不妊検査、不育症検査を受けた夫婦に対し、検査費用の一部を助成します。	市民健康センター
基 4-12	入院医療を必要とする未熟児に対して、経済的な負担を軽減するため、その養育に必要な医療費を給付します。	市民健康センター
基 4-13	母子保健推進員等が、産後うつ病の早期発見を目的とし、産婦訪問時にEPDS ^{※5} （エジンバラ産後うつ病質問票）を実施します。また、赤ちゃん訪問や乳幼児健診の未受診者訪問により、家庭状況等の把握に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	市民健康センター
基 4-14	乳幼児健診、相談等において、保護者の負担や不安感の軽減に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	市民健康センター
基 4-15	パパママ講座や離乳食講習会等で、妊娠や育児不安等の問題の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	市民健康センター
基 4-16	発育発達に遅れのある乳幼児や育児不安を持つ保護者等、支援が必要な親子に対し教室を行い、乳幼児の発達を促し、育児不安の軽減を図ります。	市民健康センター
基 4-17	こども家庭センターの運営を通して、市民健康センターと連携を図り、安心して出産、子育てができるよう支援の充実に努めます。（新規）	こども支援課
基 4-18	家庭児童相談において、養育に関連して発生する様々な児童問題の解決を図るため、対象者の状況把握に努め、家庭児童の福祉に関して適切な支援を行います。	こども支援課

※5 EPDS：産後うつ病のスクリーニングを目的として、1987年に開発された自己記入式質問紙のこと。

基 4-19	子育て支援拠点施設において、地域の子ども・子育て支援に関する相談を通じ、対象者の状況把握に努め、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図ります。	こども支援課
基 4-20	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育環境の改善を図るための支援を実施します。	こども支援課
基 4-21	保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に児童養護施設で一定期間（原則7日以内）の養育・保護を行います。	こども支援課
基 4-22	言葉の遅れ等が見られる児童とその保護者を対象にグループ指導教室を実施し、保護者の悩みに対し支援を行うとともに、適切な支援を行います。	こども支援課
基 4-23	ファミリー・サポート・センターにおいて、子育ての相互援助活動を行い、保護者の育児支援を推進します。	こども支援課
基 4-24	児童扶養手当の申請やひとり親家庭等医療費支給申請等において、対象者の状況把握に努め、必要に応じて相談機関につなぎます。	こども支援課
基 4-25	母子家庭や父子家庭の生活や就労の相談に応じ、必要な場合は、日常生活に支障があるひとり親家庭等に支援員を派遣します。	こども支援課
基 4-26	子育て支援センターにおいて子育て相談を実施し、必要に応じて適切な機関へつなぎます。	保育課

【人権に関すること】

番号	実施内容	担当課等
基 4-27	新興感染症などを理由とした偏見や差別的な取り扱いを受けないように、正しい知識の啓発を図ります。	市民健康センター
基 4-28	プライバシー、様々な差別（障害者、女性等）、同和問題、家庭・相隣関係等について人権相談を実施します。	人権推進課
基 4-29	女性の様々な悩み、夫や恋人からの暴力、LGBTQ等について、専門のカウンセラーによる相談を実施します。	人権推進課

【ひきこもりに関すること】

番号	実施内容	担当課等
基 4-30	それぞれ異なる経緯や事情を抱えているひきこもり状態にある方やその家族に対して、関係課が連携し、支援を行います。	市民健康センター 福祉総務課 高齢者福祉課 障害者福祉課
基 4-31	県で実施するひきこもりに関する専門的な相談窓口について、ホームページ等を通じて、周知を行います。	市民健康センター

【その他】

番号	実施内容	担当課等
基 4-32	消費者トラブル、多重債務、相続等日常生活に関わる相談を実施し、相談内容に応じて必要な関係機関の紹介を行います。	市民生活課
基 4-33	犯罪被害に遭われた方やその家族等からの相談の受付を行い、該当する支援や関係機関につなぎます。	防災安全課
基 4-34	騒音、振動、悪臭等の公害や他人のペットに関する困りごとの相談を受けるとともに、必要に応じて適切な関係機関へつなぎます。	環境政策課
基 4-35	商工会会員の経営上の様々な課題に対して相談に応じ、経営者の状況に対し助言を行うとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	坂戸市商工会

②自殺未遂者への支援

番号	実施内容	担当課等
基 4-36	消防本部事務室入口に自殺予防パンフレットを設置するとともに、救急講習会で市民への配布を実施します。	坂戸・鶴ヶ島消防組合 消防本部警防課

③遺された人への支援

番号	実施内容	担当課等
基 4-37	遺族の方への支援として、個別相談の機会の提供を行うほか、ホームページで相談窓口や遺族のつどい等の周知を行います。	市民健康センター

④地域における居場所づくりの推進

番号	実施内容	担当課等
基 4-38	北坂戸団地におけるにぎわい再生の拠点として、大学と連携し、にぎわいサロンの運営を補助することを通じて、地域の活性化を目指します。	政策企画課
基 4-39	地域交流センターで様々な講座を開催するとともに、講座終了後も自主的な活動が続けられるように支援することで市民の学習の推進と社会参加を促進します。	地域交流センター
基 4-40	運転免許証を返納された方に、市民バスの特別乗車証や回数券を発行し、出掛けやすい環境づくりを支援します。	交通対策課
基 4-41	児童センターに来館する児童が気軽に悩みや相談を打ち明けられる場の構築に努めます。	こども支援課 (児童センター)
基 4-42	乳幼児と保護者を対象につどいの広場や赤ちゃんサロン等を開催し、保護者同士の交流や情報交換の場の提供、育児相談等を行います。	こども支援課
基 4-43	乳幼児を対象にあそぼう会を実施し、親子の触れ合いを支援する場を提供します。また、親子が集う自主サークルの活動支援に努めます。	保育課
基 4-44	地域活動支援センター事業を実施し、障害者が社会と交流する機会を提供します。	障害者福祉課
基 4-45	放課後子どもげんき教室を開催し、子どもたちの安心安全な居場所づくりに努めます	社会教育課
基 4-46	身近な集会所・地域交流センター等を拠点に高齢者・障害者・子育て中の親と子等が気軽に集まり地域の仲間づくり、生きがいづくりができるサロン活動を支援します。	坂戸市社会福祉協議会

⑤支援者への支援

番号	実施内容	担当課等
基 4-47	市民からの相談に応じる職員の健康維持を目的に、メンタルヘルス対策を実施します。	職員課
基 4-48	送迎サービスや日中活動の場を提供することにより、障害のある人の家族の介護負担の軽減及び就労支援を図ります。	障害者福祉課

基 4-49	坂戸市内小・中学校の職員にストレスチェックを実施します。	学校教育課
--------	------------------------------	-------



基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

学校において、家庭や地域との連携により、児童・生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

☆評価指標

内容	現状 R4（2022）年度	目標 R10（2028）年度
SOSの出し方に関する教育の実施	各学校ですべての児童を対象に毎年実施（年1回以上）	各学校ですべての児童・生徒を対象に毎年実施（年1回以上）

番号	実施内容	担当課等
基5-1	SOSの出し方に関する教育を教育課程に位置付けて実施します。	教育センター



2. 重点施策

重点施策1 高齢者への支援

【現状】

本市における平成28(2016)年から令和3(2021)年までの自殺者数累計について年代別にみると、70歳代の高齢者の自殺者が2番目に多くなっています。また、アンケート調査結果をみると、70歳代及び80歳代は、悩みやストレスを感じたときに「相談しない」と回答した割合が高くなっており、こうした状況への対応も今後求められます。

【課題】

高齢者については、身体的な衰えから身体活動量が減少し、とじこもりやうつ状態になるケースがあるため、これを予防することが、介護予防にもつながります。そのため、地域の中で生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを推進することが重要です。

高齢者の介護予防や社会参加の促進、相談窓口の設置など、地域の実情に応じて効果的・効率的な介護予防等の取組を強化することで自殺対策を推進します。

①高齢者への「生きるための支援」の充実と啓発、連携体制の充実

介護予防事業をはじめとして、高齢者施策に関する様々な取組との連携を密に図り、包括的に高齢者の自殺対策を推進します。

番号	実施内容	担当課等
重1-1	交通安全母の会が実施する高齢者訪問活動を通じて、困りごとを抱える高齢者を必要な相談窓口につなぎます。	交通対策課
重1-2	緊急時通報システムや配食サービス等の在宅福祉サービスを提供し、高齢者等の在宅の支援を行います。	高齢者福祉課
重1-3	高齢者の権利擁護に関する相談を通じて、生きづらさを感じる方の早期発見と支援に努めます。	高齢者福祉課
重1-4	地域で介護予防に取り組む自主グループ活動の支援を行う中で、当事者や家族が抱える問題を察知し、必要な支援先につなぎます。	高齢者福祉課
重1-5	地域包括支援センターが、高齢者と家族の悩み事や介護保険等についての相談を行う中で、本人や家族が抱える問題を察知し、支援や対策につなぎます。	高齢者福祉課

重1-6	坂戸鶴ヶ島医師会や介護保険事業所等と連携して、在宅医療や介護が滞りなく実施され、一人ひとりの高齢者の実情にあったケアが行われる体制づくりを推進します。	高齢者福祉課
重1-7	介護家族等を対象に介護家族教室を開催し、介護に関する知識や技術の習得や相談機会の提供を通じて介護者の負担軽減を図ります。	高齢者福祉課
重1-8	適切なケアプランに基づく介護サービスの提供により、介護者及び被介護者の負担軽減を図ります。	高齢者福祉課
重1-9	養護老人ホーム等への措置入所手続きの中で、当人や家族等が抱える様々な問題を察知し、必要な支援につなぎます。	高齢者福祉課

②高齢者支援に携わる人材の養成

介護予防サポーター養成講座をはじめとする各種講座・研修を通じて、高齢者本人の状態に応じた対応を養います。

番号	実施内容	担当課等
重1-10	介護予防サポーター養成講座を実施し、介護予防に携わる活動の担い手を増やします。	高齢者福祉課
重1-11	介護支援専門員等の研修において、高齢者の自殺の現状やメンタルヘルス等に関する情報提供を行います。	高齢者福祉課
重1-12	認知症サポーター養成講座を実施し、認知症についての正しい知識の啓発を通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。	高齢者福祉課

③高齢者の健康づくり、社会参加及び居場所づくりの促進

住み慣れた地域で心豊かに過ごせるよう、健康づくりに関する取組や、自由に集まり交流できるような居場所づくりを推進します。

番号	実施内容	担当課等
重1-13	特別乗車証をお持ちの70歳以上の方の市民バスの運賃を無料にすることにより、高齢者が出掛けやすい環境づくりを促進します。	交通対策課
重1-14	おれんじカフェ事業を実施し、認知症の当事者やその家族、介護従事者など地域で認知症に関心のある方が気分転換や情報交換が出来る場を提供します。	高齢者福祉課

重1-15	地域で介護予防に取り組む自主グループを支援します。	高齢者福祉課
重1-16	ゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会等のイベント開催を通じて、高齢者の健康増進と社会参加を推進します。	高齢者福祉課
重1-17	高齢者大学を開催し、高齢者が活動を通して、生きがいのある毎日過ごすことや地域における仲間づくりを支援します。	地域交流センター



重点施策2 生活困窮者への支援

【現状】

本市において「経済・生活問題」での自殺者数は、「健康問題」に次いで2番目に多く、性別で見ると男性の方が女性に比べ約3倍多くなっています。生活困窮者の中には自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業などの包括的な支援が必要です。

【課題】

生活困窮者は経済的な苦境や社会的孤立から、自殺リスクが増加する可能性があります。生活の基本ニーズを満たすことが難しく、絶望感や無力感が蓄積されることがあるため、経済的支援だけでなく、心理的なサポートや雇用機会の提供、社会的つながりの促進が重要です。

生活困窮者を取り巻く環境を改善し、希望と支援を提供することが、自殺リスクの軽減に繋がると考えられるため、自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺予防につながる効果的かつ効率的な支援を行います。

①生活困窮者への「生きるための支援」の推進と連携の強化

生活保護制度をはじめとする各種取組を自殺対策と連携させることにより、経済苦や生活苦から自殺のリスクが高くなっている人に対して支援を行います。

番号	実施内容	担当課等
重2-1	市営住宅の家賃納付相談を行う際、対象者の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	施設管理課
重2-2	税務相談に訪れる市民に対し、税理士による適切な助言を行います。	課税課
重2-3	生活保護受給者に対し、市税の減免措置を行います。	課税課
重2-4	納税相談に訪れた市民に対し、助言を行うとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	納税課
重2-5	国民健康保険税・後期高齢者健康保険料の納付相談に訪れた市民に対し、納税課・高齢者福祉課と連携し、助言を行うとともに必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	健康保険課

重2-6	生活保護受給者が自立した生活が送れるように就労相談等を実施し、適切な支援を行います。	福祉総務課
重2-7	高校や大学等の入学金等の貸付事業において、家庭状況を把握し、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	教育総務課
重2-8	経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行います。	学校教育課
重2-9	水道料金の納付に関して相談があった場合、対象者の状況把握に努め、適切な相談窓口につなぎます。	坂戸、鶴ヶ島 水道企業団給水課
重2-10	資金援助等の相談時に、相談者と対面し状況把握に努め、必要に応じて適切な機関につなぎ、問題解決を支援します。	坂戸市社会福祉協議会

②生活困窮者自立支援事業との連動

生活困窮者自立支援事業の周知に努めることや、事業と生きるための包括的支援とを有機的に連動させ取組を推進していきます。

番号	実施内容	担当課等
重2-11	生活困窮者からの相談に応じ、自立に向けた包括的な支援を行うため、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	福祉総務課
重2-12	離職等により住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者が安定した就職活動ができるように、有期で家賃相当額を支給します。	福祉総務課
重2-13	生活困窮・生活保護世帯の子どもを対象に学習支援を行います。	こども支援課 福祉総務課

重点施策3 無職者・失業者への支援

【現状】

職業別の自殺者割合をみると、「その他の無職者」が2割超となっています。

失業等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が増えると自殺リスクも高まるため、様々な分野の施策、人々や関係機関などが密接に連携して対処する必要があります。

【課題】

無職者や失業者は、仕事の喪失による自己価値の喪失感や希望喪失感により、ストレスや不安が増大し、うつ病などの精神的な問題が生じることがあります。経済的不安定に加え、社会的孤立感から心の健康に悪影響を及ぼすことがあるため、無職者や失業者への適切な再就職支援や心理的なケアが重要です。

失業者支援施策の強化やメンタルヘルスに対する関心向上などを通じて、社会的つながりや自己肯定感の向上を促進することで自殺予防を推進します。

①失業者等に対する相談支援の機会の充実

失業者に対して、様々な雇用対策を推進していくほか、ハローワーク等の相談窓口において職業相談を実施し、失業時の心の悩み等を含めた対応を図ります。

番号	実施内容	担当課等
重3-1	非自発的失業者等に対し、国民健康保険税の軽減措置を行います。	健康保険課
重3-2	失業者に対してハローワーク等と連携し、再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、失業に直面した際に生じる心の悩み相談などについては、関係課へつなぎます。	商工労政課
重3-3	若者の就業を促進するため、関係機関と連携し面接会を開催します。	商工労政課

②相談先の周知の推進

労働に関する様々な心の悩みや心配事を抱えている人に対して、包括的に相談が実施できるよう努めます。

番号	実施内容	担当課等
重3-4	労働に関する各種相談窓口を掲載したリーフレットを配布し、周知します。	商工労政課

重点施策4 子ども・若者への支援

【現状】

年代別の自殺者割合をみると、本市の20歳未満及び20歳代は、埼玉県・全国よりも高くなっています。自殺総合対策大綱においても、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化が求められています。

【課題】

子どもや若者は、自発的な相談支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われています。また、学校等でのいじめ問題をはじめとする思春期・青年期における自殺リスクは決して低くなく、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備の強化が求められます。

①児童・生徒や家族に対する相談体制の充実

児童・生徒がストレスやいじめ等に直面した際に、一人で抱え込むことがないよう周りの大人や学校関係者の相談体制を強化します。

番号	実施内容	担当課等
重4-1	教育委員会と連携し、夏休み前の時期にかけて、こころの悩み等に関する相談先が掲載されたリーフレット等の配布をします。(新規)	市民健康センター
重4-2	全児童・生徒にいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したリーフレット等を配布します。(再掲)	学校教育課
重4-3	未就学児・児童生徒に適した学習環境を提供するため関係機関と連携し、きめ細やかな相談活動を行います。	教育センター
重4-4	教育センターに設置されている教育支援センターにおいて、不登校児童・生徒の多様な学びの場を提供します。	教育センター
重4-5	各小・中学校にさわやか相談員 ^{※6} を配置し、いじめや学校生活の悩み等の相談に対し、問題解決に向けて支援します。	教育センター

^{※6} さわやか相談員：児童・生徒や保護者、教職員の悩み等に対応するため、各小・中学校に配置している教育相談員。

重4-6	学校生活・性格・行動・心や体・親子関係等子どもに関する悩みについての教育相談を実施します。	教育センター
------	---	--------

②児童・生徒に対する「SOSの出し方」教育の推進

様々な理由から、危機的問題を一人で抱え込んでしまう児童・生徒がいるため、安心して悩みやストレスを打ち明けられることができる体制づくりに努めます。

番号	実施内容	担当課等
重4-7	SOSの出し方に関する教育を教育課程に位置付けて実施します。(再掲)	教育センター

③児童・生徒の健全育成に資する各種取組の推進

問題を抱えている児童・生徒が、個々に応じた支援を受けられる環境づくりの推進や研修会の実施、安心して過ごせる場所の構築に向けた支援を推進します。

番号	実施内容	担当課等
重4-8	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。児童生徒が仲間との協働により自分の学びを深める「授業」を通じて集団への所属感を高め、お互い認め合い支え合いながら自己肯定感を高められるような学習環境づくりを推進するため教員研修会や授業研究会を実施します。	教育センター
重4-9	児童センターに来館する児童が気軽に悩みや相談を打ち明けられる場の構築に努めます。(再掲)	こども支援課 (児童センター)
重4-10	放課後子どもげんき教室を開催し、子どもたちの安心安全な居場所づくりに努めます。	社会教育課
重4-11	非行防止街頭キャンペーン、子ども110番の家事業、青少年健全育成推進店等の取組により、青少年の健全育成に努めます。	社会教育課

④児童・生徒を地域で支える関係者への研修の実施

児童・生徒と接する機会の多い教職員等をはじめとして、心の悩みへの対応の仕方等を学び、児童・生徒の発するサインにいち早く気付ける体制づくりを進めます。

番号	実施内容	担当課等
重4-12	児童・生徒のすこやかな成長に向けて大学教授等を講師として招き、教職員を対象に、いじめ・不登校の未然防止に向けた研修会を行います。	教育センター
重4-13	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。児童生徒が仲間との協働により自分の学びを深める「授業」を通じて集団への所属感を高め、お互い認め合い支え合いながら自己肯定感を高められるような学習環境づくりを推進するため教員研修会や授業研究会を実施します。(再掲)	教育センター

⑤若者向けの相談・支援の推進

若者を対象とする国や県の様々な相談窓口の紹介や市主催の就職面接会の開催により、若者への支援に努めます。

番号	実施内容	担当課等
重4-14	国や県で実施しているSNSを活用した相談窓口の周知を行います。(再掲)	市民健康センター
重4-15	若者の就業を促進するため、関係機関と連携し面接会を開催します。	商工労政課
重4-16	成人式において、労働に関する相談窓口を掲載したリーフレットを作成・配布し周知します。	商工労政課

重点施策5 女性への支援

【現状】

本市における女性の自殺死亡率は、埼玉県・全国より高く、「支援が優先されるべき対象群」においても「女性（40～59歳、60歳以上、無職）」が上位に挙げられており、女性の自殺の実態を踏まえた包括的な支援が求められます。

【課題】

子育て中の女性は、育児や家庭の責任と社会的プレッシャーにより、睡眠不足や孤立感、ストレスの影響が重なり、精神的な負担が増加し自殺リスクが高まることがあります。適切なサポート体制を整備し、メンタルヘルスへの関心向上、家庭内で孤独に家事及び育児をせざるをえない女性への支援が求められます。また、女性の雇用問題が深刻化し、やむを得ず職を失った方への支援として、ハローワークにおける非正規雇用労働者等に対する相談支援等も重要です。

配偶者等からの暴力（DV）や性被害・性暴力の被害者が一人で悩むことなく、相談機関による支援を速やかに安心して受けられるよう、相談機関の周知を図るとともに、関係機関との連携により自立に向けた支援を充実させることが重要です。

①妊産婦に対する支援

妊娠期から子育て期にわたる支援を通じて母子の健康増進を図るなど、子育てする女性への包括的支援を強化し、出産や子育てに関する環境を整備します。

番号	実施内容	担当課等
重5-1	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の推進、母性並びに乳幼児の健康保持増進を図るために不妊治療費等の助成、妊婦健診・産婦健診・新生児聴覚スクリーニング検査の助成、乳幼児健診、乳幼児訪問などを実施します。	市民健康センター
重5-2	妊産婦等の状況を把握し、支援計画の作成等を行うとともに、産後ケア事業や産前産後サポート事業により、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を継続します。（再掲）	市民健康センター
重5-3	母子（親子）健康手帳の交付や発達相談の機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。（再掲）	市民健康センター
重5-4	入院医療を必要とする未熟児に対して、経済的な負担を軽減するため、その養育に必要な医療費を給付します。（再掲）	市民健康センター

重5-5	不妊治療の経済的負担を軽減するために、医療保険が適用されている特定不妊治療を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成します。早期不妊検査、不育症検査を受けた夫婦に対し、検査費用の一部を助成します。(再掲)	市民健康センター
重5-6	母子保健推進員等が、産後うつ病の早期発見を目的とし、産婦訪問時にEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施します。また、赤ちゃん訪問や乳幼児健診の未受診者訪問により、家庭状況等の把握に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。(再掲)	市民健康センター
重5-7	乳幼児健診、相談等において、保護者の負担や不安感の軽減に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。(再掲)	市民健康センター
重5-8	パパママ講座や離乳食講習会等で、妊娠や育児不安等の問題の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。(再掲)	市民健康センター
重5-9	出産予定の国民健康保険被保険者の方を対象に、産前産後期間相当分の国民健康保険税を減額します。(新規)	健康保険課
重5-10	こども家庭センターの運営を通して、市民健康センターと連携を図り、安心して出産、子育てができるよう支援の充実に努めます。(新規) (再掲)	こども支援課

②女性の就労支援

女性の就職を促進する講座の実施や就労支援に関する情報発信を強化するなど、女性の就労支援を図ります。

番号	実施内容	担当課等
重5-11	女性の再就職を支援するため就職支援講座を開催します。また、県等の就労支援、女性対象の起業講座情報等についてホームページを通じて情報提供します。	人権推進課

③困難な問題を抱える女性の支援

DVや性暴力に関する相談支援やDV防止に関する周知啓発、専門家による相談を通じて、困難な問題を抱える女性を支援します。

番号	実施内容	担当課等
重5-12	「若年層の性暴力被害予防月間」について広報紙・SNS・ホームページにより周知啓発を行います。	人権推進課
重5-13	DV防止について広報紙・SNS・ホームページにより周知啓発を行います。	人権推進課
重5-14	困難な問題を抱える女性を支援するため、専門のカウンセラーによる女性相談を毎月2回実施し、DV相談には随時職員が対応します。	人権推進課

